［参 考 様 式（優先株用）］

確　　約　　書

株式会社みずほ銀行（以下「甲」という。）及び株式会社ジーニー（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 7 月 31 日割当予定の乙優先株式 10,000,00 株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件優先株式の割当を受ける日である 2024 年 7 月 31 日から２年間において、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に呈示する。

２　前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第３条　本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から 2026 年 7 月 30 日までの期間については前２条を準用する。

第４条　甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第５条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以　上

2024 年 7 月 31 日

甲　（住　　所）東京都千代田区大手町 1-5-5
　　（名　　称）株式会社みずほ銀行
　　（代表者名）取締役頭取　加藤 勝彦　印

乙　（住　　所）東京都新宿区西新宿 6-8-1
　　（名　　称）株式会社ジーニー
　　（代表者名）代表取締役社長　工藤 智昭　印